

○金融庁における政策評価に関する基本計画 新旧対照表（令和８年８月一部改正）

改正案	現行
１０．政策評価の実施体制に関する事項 （略） （１）政策評価担当組織 政策評価の総括事務を担当する政策評価担当組織は、<u>総合政策課総合政策企画室</u>とし、その役割は次のとおりとする。ただし、証券取引等監視委員会（以下「委員会」という。）及び公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という。）の所掌する事務に関し、②に規定する役割については、それぞれ委員会事務局総務課及び審査会事務局<u>総務試験課</u>を政策評価担当組織とし、その他の役割については、委員会事務局総務課及び審査会事務局<u>総務試験課</u>は<u>総合政策課総合政策企画室</u>に協力するものとする。 ①～④（略） （２）政策所管部局 （略） ①～③（略） また、政策所管部局の調整担当課は以下のとおりとし、上記①及び②に際して部局内の審査及び取りまとめを行うものとする。 ・ <u>秘書課</u> ・ <u>文書課</u>	１０．政策評価の実施体制に関する事項 （同左） （１）政策評価担当組織 政策評価の総括事務を担当する政策評価担当組織は、<u>総合政策局総合政策課総合政策企画室</u>とし、その役割は次のとおりとする。ただし、証券取引等監視委員会（以下「委員会」という。）及び公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という。）の所掌する事務に関し、②に規定する役割については、それぞれ委員会事務局総務課及び審査会事務局<u>総務試験室</u>を政策評価担当組織とし、その他の役割については、委員会事務局総務課及び審査会事務局<u>総務試験室</u>は<u>総合政策局総合政策課総合政策企画室</u>に協力するものとする。 ①～④（同左） （２）政策所管部局 （同左） ①～③（同左） また、政策所管部局の調整担当課は以下のとおりとし、上記①及び②に際して部局内の審査及び取りまとめを行うものとする。 ・ <u>総合政策局秘書課</u> ・ <u>総合政策局総務課</u>

改正案	現行
・ <u>総合政策課</u> (削除) ・ 企画市場局総務課 ・ <u>銀行・証券監督局総務課</u> ・ <u>資産運用・保険監督局総務課</u> ・ 委員会事務局総務課 ・ <u>審査会事務局総務試験課</u> (3) 調整部局 調整部局に該当する部局は次のとおりとし、その役割は、政策評価の結果を受けて当該政策に関連する予算及び機構・定員等について必要な調整を実施することとする。 ① 予算及び機構・定員 : <u>秘書課管理室</u> ② 税制改正要望 : <u>総合政策課</u> ③ 法令 : <u>文書課</u>・企画市場局総務課 1 1. その他政策評価の実施に関し必要な事項 (1) 国民の意見・要望の受付窓口 金融庁が実施した政策評価に関する外部からの意見・要望を受け付ける窓口は、<u>総合政策課総合政策企画室</u>とし、金融庁ウェブサイトにおいて意見を受け付ける。 (略) (2) (略)	・ <u>総合政策局総合政策課</u> ・ <u>総合政策局リスク分析総括課</u> ・ 企画市場局総務課 ・ <u>監督局総務課</u> (新設) ・ 委員会事務局総務課 ・ <u>審査会事務局総務試験室</u> (3) 調整部局 調整部局に該当する部局は次のとおりとし、その役割は、政策評価の結果を受けて当該政策に関連する予算及び機構・定員等について必要な調整を実施することとする。 ① 予算及び機構・定員 : <u>総合政策局秘書課管理室</u> ② 税制改正要望 : <u>総合政策局総合政策課</u> ③ 法令 : <u>総合政策局総務課</u>・企画市場局総務課 1 1. その他政策評価の実施に関し必要な事項 (1) 国民の意見・要望の受付窓口 金融庁が実施した政策評価に関する外部からの意見・要望を受け付ける窓口は、<u>総合政策局総合政策課総合政策企画室</u>とし、金融庁ウェブサイトにおいて意見を受け付ける。 (同左) (2) (同左)

改正案	現行
(3) その他 この基本計画の実施のために必要な事項については、<u>総合政策課長</u>が定めるものとする。	(3) その他 この基本計画の実施のために必要な事項については、<u>総合政策局総合政策課長</u>が定めるものとする。